

議案第154号

学校事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年6月16日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、学校事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

学校事故による損害賠償額の決定について

学校事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
[REDACTED]	
[REDACTED]	664,565円

2 事件の概要

令和4年11月9日午前11時45分頃、市立内野小学校の駐車場において、授業中の教室を抜け出した同校の児童が、車止めとして使用されていたコンクリート製のブロックを相手方 [REDACTED] 氏所有の軽自動車にたたきつけ、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。